

平成 20 年 6 月 27 日

各 位

富田薬品株式会社
代表取締役社長 五島 高明

デリバティブ評価損についてのご説明

(1) デリバティブ取引の内容

損益計算書の特別損失において、「デリバティブ評価損」2,912百万円を計上しております。同評価損の対象となる金融商品取引は非上場の円と米ドルの為替スワップ取引であります。

(2) デリバティブ取引の評価の方針及び考え方について

当社は「金融商品に関する会計基準」、「金融商品に関する実務指針」等に準拠して金融商品の評価を行っております。

「金融商品に関する実務指針」第 103 項において、非上場のデリバティブ取引の時価評価に当たっての留意事項を以下のとおり規定しております。

「(1) 原則として、評価時点で保有するデリバティブ取引を解約とした場合に取引相手先に支払うべき(又は受け取るべき)価額、いわゆる手仕舞コスト(キャンセル・コスト)を見積もる。」

当該為替スワップの特徴としては、円が対ドルで円安に振れれば評価が上がり、逆に円高となれば評価が下がることとなります。

当期特別損失に計上した評価損は、上記のとおり仮に当期末において取引契約を解約したと想定した場合に発生が見込まれるものであり、キャッシュ・フローへの影響はありません。

(3) デリバティブ取引が有するリスク及び当社のリスク管理体制について

為替スワップ取引に係るリスクは以下の3点であります。ここで、リスクとは、当該商品からの将来のキャッシュ・フローがマイナスとなる可能性をいいます。
米ドルに対する円レートが極端に高くなった場合(いわゆる円高ドル安)において、同金融商品からのキャッシュ・フローがマイナスとなる可能性があります。

当社と契約している金融機関の事業内容が著しく悪化した場合には、中途解約に伴う解約精算金の支払が発生する可能性があります。

当社から当該取引契約の解除の申し入れを行った場合には、中途解約に伴う解約精算金の支払が発生する可能性があります。

当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、個々の金融商品ごとのリスクを勘案したうえで、資金担当部門が取締役会の承認を得て行っております。

のリスクについては、契約上「自動償還条項」が盛り込まれており、事実上マイナスのキャッシュ・フローが発生する前に、ゼロコストで自動終了となる可能性が高いこと、及びマイナスのキャッシュ・フローが発生する為替レートは極端な円高の水準であることから、リスク自体の水準は僅少かつ限定的であると認識しております。

のリスクについては、契約の相手方である金融機関は欧州の銀行の日本法人であります。直近の格付けも各格付会社の最高位もしくはそれに準ずる評価を得ており、信用リスクは十分に受容できる水準にあると考えております。

また、のリスクについては、及びのリスクを勘案したうえで、当社からの解約申し入れは行わない方針であります。過年度における同様の取引においても、当社からの解約申し入れを行ったケースはございません。

このように、当該商品に係る将来のリスクは非常に限定的であり、取引契約による運用メリットを十分に享受できると判断して、取引の意思決定を行っております。

(4) 今後の取引方針について

今回の金融商品に係る評価損は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な株安、金融不安等に伴う、急激な円高が主な原因であると認識しております。既述のとおり、キャッシュ・フローへの影響は全くないものの、損益計算書において多額の損失計上に至ったことにより、関係各位にご心配をおかけいたしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

今後は、金融商品のキャッシュ・フローへの影響はもちろんのこと、金融商品の評価を含めた会計面への影響もこれまで以上に留意したうえで、企業価値を引き続き高めて参りたいと存じます。

以 上